

第3編

計画の実現に向けて

1

計画推進の基本的な考え方

稚内市のまちづくりは、都市計画マスタープランに掲載された事項を基本として行っていきます。

具体的には、「計画立案段階」と「事業化段階」に区分し、各段階で適切な手法を考えながら、市民と行政がともに力をあわせてまちづくりを進めていきます。

1 | 計画立案段階

行政が関わるまちづくりに関する情報は、市民に適切に公開し、市民とともに考える基礎的な基盤を確立します。

また、計画の内容に応じて、市民、行政による計画立案のための会議を組織するなど、市民と行政が協働でまちづくりを考える場をつくります。

2 | 事業化段階

事業化段階においては、庭などの私的空間における事業は市民主体で、道路、公園などの具体施設整備、維持管理の計画策定は市民・行政の協働型で行います。

また、計画に基づく具体公共事業は、行政主体で行います。

■具体事例

①市民主体型：市民が主体となってまちづくりを推進

- ・市民による庭づくり、花づくり事業など

②市民・行政協働型：市民・行政が協働でまちづくりを推進

- ・基盤施設の計画策定

(道路整備における歩行者空間のイメージ、街区公園*などの具体整備イメージ検討、河川の具体整備イメージ検討など)

- ・基盤施設の維持管理に関わる計画策定など

③行政主体型：行政が主体となってまちづくりを推進

- ・基盤施設の具体整備事業(道路、公園緑地、河川など)

2 都市計画マスタープラン 見直しの方針

都市計画マスタープランは、概ね20年後を目標においた長期的な計画です。

近年の経済社会の動向にあわせた適切な計画の推進を行うためには、本計画の趣旨に基づき各種事業を行うとともに、大きな経済社会状況の変化が起きた時には、適切に対処できる柔軟性も兼ね備える必要があります。

そこで稚内市では、都市計画マスタープランを定期的に見直すとともに、大規模プロジェクトへ適切に対応できるよう、見直し体制を整えます。

表 1-2. 都市計画マスタープラン 見直しの考え方

<p>定期的な見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の見直しにあわせて行います。 ・見直しに当たっては、現行の見直し体制と同様、策定委員会や行政主体組織を組織し、計画の見直しを行います。
<p>その他大規模プロジェクトなどへの対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サハリンプロジェクト*などの大規模な計画が具体化し、広域を結ぶ道路計画や、大きな土地利用*の変更により、基盤施設の整備計画に見直しが必要となった場合などには、市長の判断により、都市計画マスタープランを適宜見直すことができるものとします。 ・ただし、稚内市が目指す、都市構造の基本的な考え方については、その考えを維持することを基本とします。

3 都市計画マスタープラン関連計画体系図

図 稚内市都市計画マスタープラン関連計画体系図

